

事務連絡
令和5年6月19日

関係者各位

備前市 総務部 契約管財課長

建設工事における入札制度の改正について(お知らせ)

平素から、備前市の入札及び契約業務に御理解、御協力をいただきありがとうございます。さて、令和5年7月1日より建設工事における入札制度の改正を下記のとおり実施しますのでよろしくお願ひ致します。

記

改正内容

1. 「予定価格の公表時期」の変更

契約管財課が入札執行をする、予定価格 130万円以上(消費税及び地方消費税を含む)の工事については、予定価格の公表時期を事後公表から事前公表に変更します。

2. 「高落札率入札調査」の実施

予定価格の事前公表に伴い、高落札率入札調査を実施します。調査を実施する基準は、当該入札における落札率が 95%以上となった場合に行います。調査時には、全入札参加者に工事費内訳明細書の提出を求めます。

3. 「事後審査提出書類」の一部追加

一定規模以上の工事[原則、予定価格 1億5千万円以上(消費税及び地方消費税を含む)]については、当該入札の落札候補者から提出していただく事後審査提出書類に 工事費内訳明細書を追加します。

4. 「解体工事の見積活用方式」の廃止

予定価格の事前公表に伴い、仕様書発注の解体工事において採用されていた見積活用方式を廃止します。

以上